

○国立大学法人筑波技術大学余裕金運用細則

平成21年11月27日  
細 則 第 3 号

(目的)

第1条 この細則は、国立大学法人筑波技術大学会計規則（平成17年規則第10号）第27条の規定に基づき、余裕金の安全かつ効率的な運用を図り、もって本学の教育研究の発展に資することを目的とする。

(運用資金)

第2条 運用する資金は、運営費交付金、授業料等の学生納付金、診療料金、財産貸付料等法人が管理する資金から生じる余裕金とする。

(運用の基本原則)

第3条 余裕金の運用に当たっては、安全性及び流動性を確保し、効率的な運用に努めるものとする。

(運用計画)

第4条 出納命令役は運用計画を策定するものとする。

2 出納命令役は、前項の運用計画の策定に当たっては、運用期間及び運用額について十分な見通しを立て、事務・事業に支障が生じないようにしなければならない。

(運用方法)

第5条 余裕金の運用は、1年以下の短期的な運用と1年を超える長期的な運用に区分し、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第47条に規定する有価証券、預金及び金銭信託（以下「金融商品」という。）から最も適したものを選定し、運用するものとする。

(金融商品の満期等保有)

第6条 前条により運用する金融商品は、その満期日又は償還時期まで保有するものとする。ただし、出納命令役が、第3条に規定する運用の基本原則に照らしやむを得ないと認めるときは、学長の承認を得て、途中解約又は売却を行うことができる。

(金融機関の選定)

第7条 出納命令役は、余裕金の運用に当たっては、あらかじめ客観的で公正な資料、情報等に基づき金融機関（証券会社を含む。以下同じ。）の比較検討を行い、信頼のおける金融機関を選定し、学長の承認を得るものとする。

2 前項の金融機関について、新たに金融機関を選定しようとする場合又は承認を取り消そうとする場合も、前項と同様とする。

(金融商品等の選定)

第8条 出納命令役は、前条により承認を得た金融機関に金融商品を提案させ、最も高

い利率又は債券利回り（以下「利率等」という。）の金融商品を提示した金融機関を運用先に選定するものとする。

- 2 前項に規定する金融商品の提案書は、ファックス又は電子メールで提出させるものとする。ただし、提案書に記載漏れがある場合は、当該提案書は無効とし、提案書が提出されない場合は、当該金融機関には参加の意思がないものとみなす。
- 3 利率等が同率な場合は、あらかじめ選定した当該事務に関係のない職員によるくじ引きにより決定する。
- 4 出納命令役は、金融商品又は金融機関を決定したときは、直ちに約定しなければならない。

（実績等の報告）

第9条 出納命令役は、余裕金の運用実績を学長に報告しなければならない。

- 2 出納命令役は、余裕金の運用において事故が発生した場合には、直ちに学長に報告するものとする。

附 則

この細則は、平成21年11月27日から施行する。